

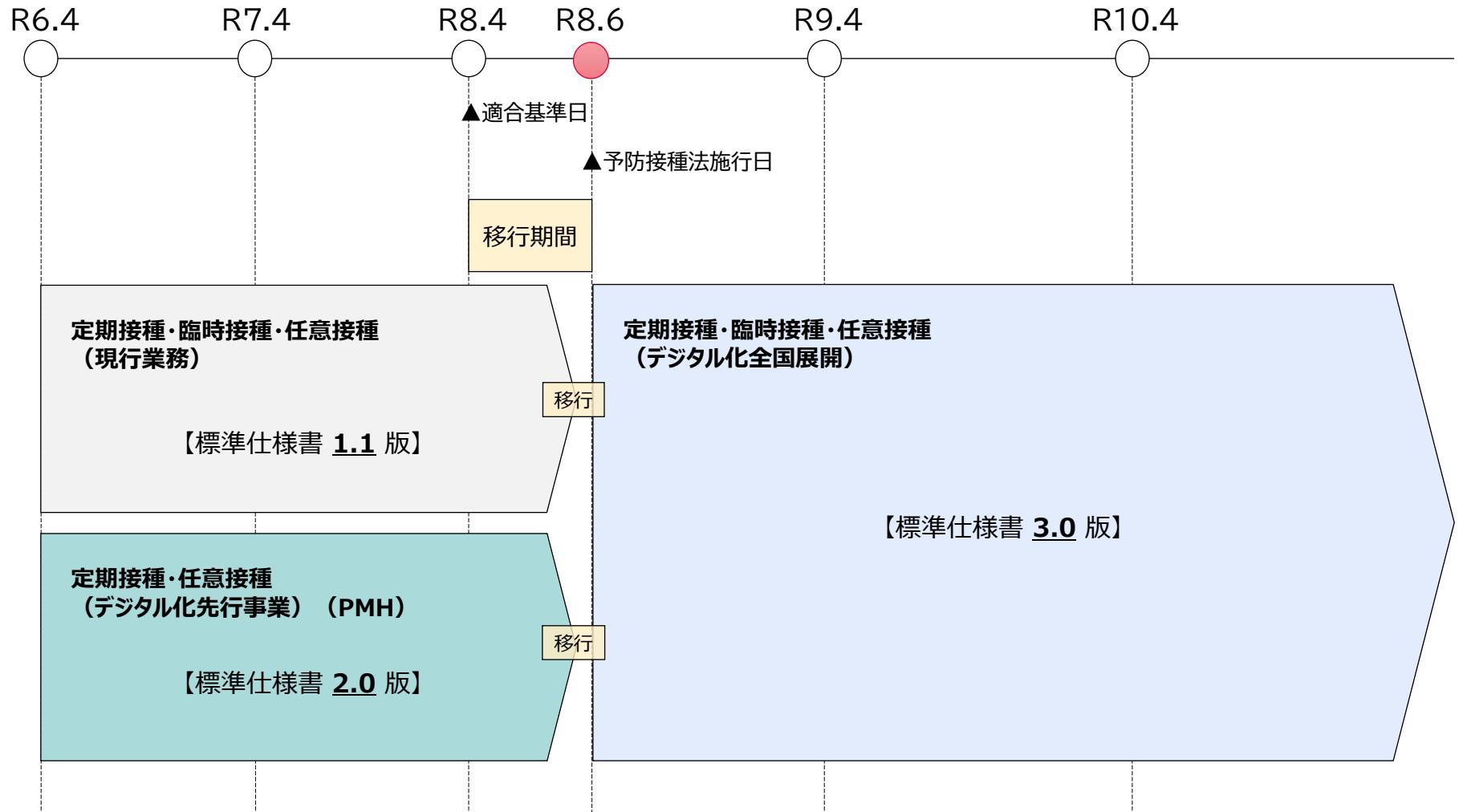
予防接種事務デジタル化対応のスケジュール

標準仕様書3.0版（予防接種部分）の適合基準日について

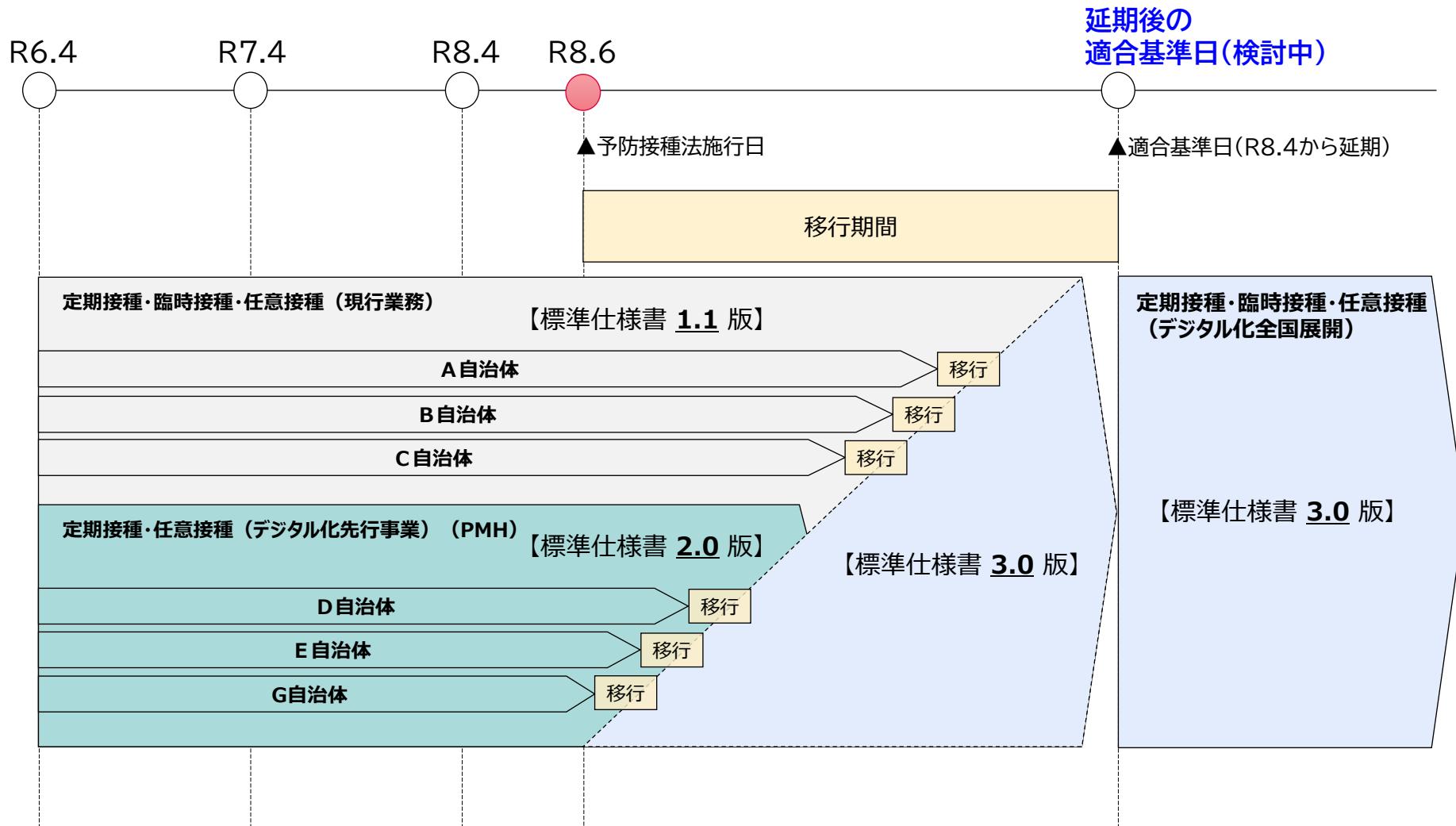
厚生労働省 予防接種課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

従来の移行スケジュール（適合基準日：R8.4、法施行日：R8.6）



移行スケジュールの見直し案（適合基準日：検討中、法施行日：R8.6）



改正予防接種法のデジタル化関係の規定

令和4年に法改正した予防接種法のうち、デジタル化に必要な法的措置に関しては、その施行期日を「公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日」としており、具体的には令和8年6月8日が期限。

(予防接種の有効性及び安全性の向上に関する厚生労働大臣の調査等)

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。